

早稲田大学 大学院法務研究科 試験問題

2014年度 定期試験(春学期)

科目クラス	憲法総合 A~F	担当教員	長谷部・河野・戸波 中島・川岸・喜田村
実施日	7月26日(土)	時間	13:45~15:45(120分)
持込条件	不許可	六法貸与	許可

※答案は、黒または青のペンまたはボールペン書きで作成すること。

次の問に答えなさい。

国会は、最高裁判所において公務が的確かつ効率的に執行される環境を整えるため、「最高裁判所周辺における静穏を確保するための法律」(以下「同法律」と略す。内容については、下記[資料]を参照。)を制定し、東京都千代田区隼町に所在する最高裁判所庁舎の周囲100メートルの範囲内でのビラの配付および貼付、立看板の掲示並びに示威行為を一切禁止した上、禁止に違反した者を6月以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金に処すこととした。

Aは、現在最高裁判所で審理中の事件について、自分たちの望む方向で判決が下されることを要求するべく、同志5名と共に最高裁判所入り口付近の歩道で、自分たちの要求を胸に記したTシャツを着用の上、ハンガー・ストライキを開始したところ、巡邏中の警官に同法律に違反するとして退去を求められたが応じなかったため、現行犯逮捕され、その後、起訴された。

以上の事案においてAが主張することが予想される憲法上の論点を、ハンガー・ストライキが最高裁判所の庁舎内で行なわれた場合との比較を交えながらあげ、その当否について論じなさい。

[資料]

最高裁判所周辺における静穏を確保するための法律

第1条 この法律は、最高裁判所において公務が的確かつ効率的に執行されるに相応しい静穏な環境を整え、もって適正な司法および司法行政の実現を期すことを目的とする。

第2条 最高裁判所庁舎を囲む障壁から外側に向かって直線で100メートルの範囲内では、ビラの配付および貼付、立看板の掲示並びに示威行為(5名以上の者が公然と意思又は見解を表し、威力を示すことをいう。)を行なうことができない。

第3条 前条の規定に違反した者は、6月以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金に処す。…
(後略)

『広辞苑』第6版2312頁からの引用

ハンガー・ストライキ 闘争手段として絶食で決意の固さを表す示威行為。